

新たな時代の人づくり協働推進事業補助金に係るQ & A

Q 1

立ち上がり支援としての補助金支給は1回（1年）限りなのか。

今後の予算の確保状況によりますが、同一の取組に対しては最長2年間の補助を想定しています。

なお、その場合であっても、2年目も別途、補助金交付申請を行う必要があります。

Q 2

補助対象となる「団体等」とは、法人登記が必要なのか。任意団体でも可能なのか。

設置に関する規約や要綱等がある団体等であれば、任意団体でも可能です。例えば、企業や地域、学校、自治体などで構成される実行委員会形式の団体も対象となります。

Q 3

補助対象となる「団体等」とは、市町や学校が主体となる団体も対象となるのか。

本補助金は、民間が主体となって行う取組を支援するもので、市町が主体となって行う取組や学校の授業の一環として行う取組は、原則、対象となりません。

ただし、学校の授業外活動として、生徒以外にも広く参加者を募集して実施する取組については補助対象となる場合がありますので、事前に御相談ください。

Q 4

「将来的な自走を目指すもの」とは、具体的にはどういったことか。

本補助金は、Q 1 のとおり、ひとつの取組に対し最長2年間の補助を想定していますので、2年目又は3年目以降の自走を目指す計画が必要です。

「将来的な自走」とは、本補助金による支援がなくなても、必要な資金や人員を確保し取組を継続実施していくことを意味します。

このため、補助金交付申請書には、将来的な資金調達方法や人員確保に係る計画を記載して頂く必要があります。

Q 5

「将来的な自走を目指すもの」に関し、補助金交付申請書に記載した計画が実現しなかつた場合、補助金返還等のペナルティはあるのか。

補助金交付申請書に記載して頂いた計画の実現に向けて努力頂く必要はありますが、結果、実現できなかつた場合であってもペナルティを課すことはありません。

ただし、申請や報告に虚偽があった場合や違反や不適当な執行が認められる場合は、補助金額の確定の有無にかかわらず、補助金の全部又は一部を取り消すことがあります。

Q 6

同一団体等が、複数の取組を同時に申請することはできるのか。

目的や実施内容が異なる取組と判断できるものであれば申請することは可能です。

Q 7

事業計画を作成する際は正確な金額の見積もりができないが、どこまで精度を求めるのか。

可能な範囲で適切な単価、回数、数量等を見積もって積算してください。(申請時点で正確な見積もりが困難な項目は、概算見積もりを基に計上してください。)

Q 8

連携・協働先は、申請時点で確定していないといけないのか。

申請時点で、1つ以上の連携・協働先が確定している方が望ましいですが、調整中あるいは予定の段階でも申請は可能です。その場合は、連携・協働先の記載時に「調整中」や「予定」である旨を記載してください。

なお、申請後、連携・協働先が拡大することは問題ありません。(ネットワークの拡大は大歓迎です。)